

## 様式

## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	日野町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	65-0
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.shiga-hino.lg.jp/contents_detail.php?co=kak&amp;frmId=2941">http://www.town.shiga-hino.lg.jp/contents_detail.php?co=kak&amp;frmId=2941</a>

執行機関名 日野町長

その他の事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	ひとり親家庭に対する家事ヘルパーの派遣に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年日野町条例第22号)別表第1 町長の項事務の欄 ひとり親家庭に対する家事ヘルパーの派遣に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条	日野町ひとり親家庭家事援助派遣等事業実施要綱(平成28年日野町告示第45号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この事業は、日常生活を営むのに著しく支障があり、また児童の養育に困難を抱えるひとり親家庭に対し、家事ヘルパーを派遣し、日常生活の援助や児童の養育を支援することにより、ひとり親家庭の生活安定、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		日野町ひとり親家庭家事援助派遣等事業実施要綱(平成28年日野町告示第45号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	日野町ひとり親家庭家事援助派遣等事業実施要綱(平成28年日野町告示第45号) 第4条第2号、第3号、第4号および第7号
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	派遣対象家庭の登録および所得の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号イ	日野町ひとり親家庭家事援助派遣等事業実施要綱(平成28年日野町告示第45号) 第4条第7号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	派遣対象家庭に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号ロ	日野町ひとり親家庭家事援助派遣等事業実施要綱(平成28年日野町告示第45号) 第3条および第4条第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	派遣対象家庭に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
備考		